

第 4 次恵那市障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画 第 3 章

計画の基本的な考え方（案）

本計画の基本的な考え方は、「基本理念」、「視点」、「基本施策」で構成します。

基本理念	恵那市の障がい福祉が目指す姿
視点	施策を推進するための柱となる目標
基本施策	目標を達成するための、分野毎の施策の方向性

1 基本理念

本市では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「完全参加と平等」の考え方に基づき、障がいの有無にかかわらずすべての人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせる社会をめざした、「共に生きる社会（共生社会）の実現」を基本理念として、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画においても引き続き「共に生きる社会（共生社会）の実現」基本理念とし、障がい福祉施策を推進します。

基本理念 共に生きる社会（共生社会）の実現

- 障がいのある人が自らの意思決定に基づく社会参加を通して、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう、社会参加を制約する社会的障壁の除去や障がいのある人の多様化するニーズへの対応等、様々な支援が求められています。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに認め合い、支え合う社会を実現できるよう、あらゆる市民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、市民が一体となり、障がいのある人やその家族の視点に立って障がい者施策に取り組みます。

2 計画策定の視点

本計画では、以下の視点をもって施策を推進します。

視点1 障がいのある人の自己決定と人権の尊重

「障害者権利条約」の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考えのもと、障がいのある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、施策の検討や推進にあたっては障がいのある人やその家族の意見を反映させた支援を行います。

また、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施や意思疎通手段ための手段を選択する機会の提供を促進します。

視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加や地域参加の妨げとなる「社会的障壁」をなくし、障がいの有無にかかわらず一人ひとりが能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるよう、施設や道路環境などのハード面から、情報や制度などソフト面まで様々な環境整備を進めます。

また、障がいのある人への差別や偏見は障がいのある人の自立や社会参加の大きな妨げとなるため、その解消に向けた体制整備や啓発等を推進します。

視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない総合的かつ横断的な支援を行います。支援にあたっては、障がいのある人の困難の解消だけでなく自立と社会参加の支援という観点に立つとともに、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者を含めた支援を行います。

視点4 障がい特性、複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がい特性や障がいの状態、生活実態などにより、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なるため、個々の障がいの実情を踏まえた、きめ細かな支援を行います。

また、障がいのある女性や子ども、高齢者などは障がいがあることに加えて、それぞれの特性により複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かな配慮及び支援を行います。

3 計画の基本的な考え方の体系

